

公立大学法人京都市立芸術大学理事選考規程

(平成24年4月1日理事長決定)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人京都市立芸術大学（以下「法人」という。）の理事（以下「理事」という。）の選考に関し必要な事項を定めるものとする。

(選考)

第2条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合に、理事を選考する。

- (1) 理事の任期が満了するとき。
- (2) 理事が辞任を申し出たとき。
- (3) 理事が欠員となったとき。

(理事の資格)

第3条 理事は、人格が高潔で、学識に優れ、各々の専門分野において高度な知識と豊富な経験を有するとともに、法人の経営管理能力を有する者でなければならない。

(雑則)

第4条 この規程に定めるもののほか、理事の選考に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。